

第127回【相続寺子屋 東京】

日時／平成30年9月21日(金) 18:00~22:00

知って得する 相続法改正

～40年ぶりの大改正の「ツボ」を読み解く～

第1部／講義：相続法改正の概要

開場／18時 開演／18時15分～20時15分

場所／すみだ産業会館 会議室5

住所／墨田区江東橋3-9-10 ☎03-3635-4351

墨田区・丸井共同開発ビル9F 錦糸町駅南口徒歩1分

講師：小堀 球美子先生 (弁護士)

プロフィール：平成3年3月日本大学法学部卒業 平成7年11月司法試験(旧)合格 平成10年4月弁護士登録(埼玉弁護士会) 陰山法律事務所入所 平成12年4月小堀球美子法律事務所開所(第一東京弁護士会)

内容：主な改正点①居住権の創設 ②遺産分割での配偶者保護 ③16年12月最高裁決定を受けて、預金の払い戻し ④自筆証書遺言の方式緩和と遺言保管法 ⑤遺留分は端的に金銭請求権に ⑥相続人以外の親族の貢献への配慮 それぞれについて、改正の概要を解説して、法改正だけでは解決できなかった積み残し課題を読み解きます。



参加費／2,000円(当日、集金します。)

第2部／懇親会 会場：目利きの銀次 錦糸町南口駅前店

場所／墨田区江東橋4-28-4 錦楽ビル1F

開宴／20時30分～22時00分 電話／03-3846-9588

参加費／男性3,500円 女性3,000円

※JR錦糸町駅南口徒歩3分 ※9月19日以降キャンセル料100%

FAX:03(3846)1416

参加申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。参加費は当日、会場にて承ります。

第127回【相続寺子屋】参加申込書

フリガナ 参加者名				一般
事務所名				SA 期生
電話番号			FAX番号	
メールアドレス				
一般の方のみ	紹介者(会員)氏名			
参加申込 ○×	第1部		第2部	第3部
				×

